介護予防支援事業所（介護予防ケアマネジメント）の運営規程

（事業の目的）

第１条　鳥取市が開設する鳥取市中央包括支援センター（以下「事業所」という。）が行う介護予防支援事業及び介護予防ケアマネジメント事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の保健師その他の介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント（以下「介護予防支援等」という。）に関する知識を有する職員（以下「担当職員」という。）が、介護保険法等の関係法令等に従い、利用者に対し、可能な限り居宅においてその有する能力に応じて、自立した日常生活を営むために必要な介護予防サービス及び介護予防・生活支援サービス（以下「介護予防サービス等」という。）が適切に利用できるよう、利用者の選択に基づいて介護予防サービス・支援計画書（以下「介護予防ケアプラン」という。）を作成するとともに、当該計画に基づいて適切な介護予防サービスの提供が確保されるよう、サービス事業者及び関係機関等との連絡調整その他の便宜を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第２条　利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮して行う。

２　利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、利用者の自立に向けて設定された目標を達成するために、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、当該目標を踏まえ、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。

３　介護予防支援等の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定介護予防サービス等が特定の種類又は特定の介護予防サービス事業者、地域密着型介護予防サービス事業者若しくは第１号事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行う。

４　事業の実施に当たっては、地域の保健・医療・福祉サービス機関、住民の自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等との連携に努める。

（事業所の名称等）

第３条　事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

（１）名　称　　鳥取市中央包括支援センター（指定介護予防支援事業所・介護予防ケアマネジメント事業所）

（２）所在地　　鳥取市幸町７１番地

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第４条　事業所に事業所の担当職員の管理、介護予防支援等の利用申し込みに係る調整及び業務の実施状況の把握その他指揮命令等を一元的に行う常勤の管理者を１名置く。

２　前項に規定する管理者以外の担当職員として次のとおりの職種、員数を置き、介護予防支援等の提供に当たる。

（１）保健師　１名以上

（２）介護支援専門員　１名以上

（３）社会福祉士　１名以上

（業務の一部委託）

第５条　事業の実施に当たっては、第２条に規定する運営の方針に沿って適切な介護予防支援等が行えると市長が認めた居宅介護支援事業者に対し、業務の一部を委託することができる。

２　前項の委託を受けた居宅介護支援事業者（以下「委託事業者」という。）に所属し介護予防支援を行う介護支援専門員は、市長が交付する身分証明証を利用者に提示したうえで事業の実施に当たる。

（営業日及び営業時間）

第６条　事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

（１）営業日　　月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日及び１２月２９日から翌年１月３日までを除く。

（２）営業時間　　午前８時３０分から午後５時１５分までとする。

２　委託事業者が行う介護予防支援等は、前項の規定によらず、各委託事業者がそれぞれ定める営業日及び営業時間帯で事業を行う。

（介護予防支援等の提供方法、内容等）

第７条　介護予防支援等の提供方法及び内容は次のとおりとする。

（１）介護予防支援等に関する相談

利用者の居宅又は事業所内又は委託事業者の事業所内において利用者からの相談に応じる。

（２）介護予防ケアプランの作成

①　担当職員は、利用者に対して介護予防ケアプランを作成する。

②　介護予防ケアプランの作成開始に当たっては、利用者によるサービスの選択に資するよう、当該地域における指定介護予防サービス事業者等に関するサービス及び住民による自発的な活動によるサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対して提供する。

③　介護予防ケアプランの作成に当たっては、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して、利用者の有している生活機能や健康状態、置かれている環境等を把握した上で、利用者の日常生活の状況を把握し、利用者及び家族の意欲及び意向を踏まえて、生活機能の低下の原因を含む利用者が現に抱える問題点を明らかにするとともに、介護予防の効果を最大限に発揮し、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援すべき総合的な課題を把握する。

④　利用者の希望及び利用者についてのアセスメントの結果、利用者が目標とする生活、専門的観点からの目標と具体策、利用者及びその家族の意向、それらを踏まえた具体的な目標、その目標を達成するための支援の留意点、本人、指定介護予防サービス事業者、自発的な活動によるサービスを提供する者等が目標を達成するために行うべき支援内容並びにその期間等を記載した介護予防ケアプランの原案を作成する。

　　⑤　サービス担当者会議を開催し、利用者の状況等に関する情報をそれぞれのサービス担当者と共有するとともに、当該介護予防ケアプラン原案の内容について、担当者の専門的な見地からの意見を求める。

⑥　作成された介護予防ケアプラン原案の内容について利用者及びその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得る。

（３）介護予防ケアプランの実施状況の継続的な把握、評価

①　介護予防ケアプラン作成後においても、介護予防ケアプランの実施状況及び利用者の状況の把握を行い、必要に応じて、介護予防ケアプランの変更、介護予防サービス事業者等との連絡調整等を行う。

②　介護予防ケアプランに位置付けた期間が終了するときは、当該計画の目標の達成状況について評価を行う。

（４）利用者の居宅への訪問

モニタリング等を行うために、次のいずれかに該当する場合には、利用者の居宅を訪問し面接する。

なお、利用者の居宅を訪問しない月においては、介護予防サービス事業者等を訪問する等の方法により、可能な限り利用者に面接するように努めるとともに、面接ができない場合にあっては、電話等により利用者と連絡を取り、利用者の状況把握に努める。また、少なくとも月に１回モニタリングの結果を記録する。

①　アセスメント実施時

　　②　介護予防サービス等提供開始月の翌月から起算して３月に１回

　　③　介護予防サービス等の評価期間が終了する月

　　④　利用者の状況に著しい変化があったとき

（介護予防支援等の利用料その他の費用の額）

第８条　介護予防支援等を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣又は各市町村長が定める基準による額によるものとし、当該介護予防支援等が法定代理受領サービスであるときは、利用者からの利用料の支払いは受けないものとする。

２　事業所の担当職員もしくは業務委託先居宅介護支援事業者の介護支援専門員が、通常の事業の実施地域以外の地域に訪問・出張する場合であっても、その交通費の支払いを求めないものとする。

（通常の事業の実施地域）

第９条　通常の事業の実施地域は、全市域とする。

（虐待防止に関する事項）

第１０条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

（１）虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

（２）虐待の防止のための指針を整備する。

（３）従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。

（４）前３号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

（５）その他虐待防止のために必要な措置

２ 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（苦情処理）

第１１条　事業所は、自ら提供した介護予防支援等又は自らが作成した介護予防ケアプランに基づいて提供された介護予防サービス等に対する利用者及び家族からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当職員を置き、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

（事故発生時の対応）

第１２条　担当職員は、利用者に対する介護予防支援等の提供により、事故が発生した場合には、速やかに利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

（その他運営についての留意事項）

第１３条　事業所は、事業所に属する担当職員の質的向上を図るための研修の機会を設けるとともに業務体制を整備する。

２　委託事業者はそれぞれに属する事業にあたる介護支援専門員の質的向上を図るため、事業所が必要と認める研修を修了させたうえで事業にあたらなければならない。

３　担当職員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持しなければならない。

４　担当職員に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、担当職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、担当職員との雇用契約、委託契約の内容に含むものとする。

５　この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は必要に応じて市長が別に定めるものとする。

附　則

この規程は、平成２８年１１月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成３０年４月１日から施行する。

　　　附　則

この規程は、令和元年１０月１５日から施行する。

　　　附　則

この規程は、令和２年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、令和２年１０月１日から施行する。

附　則

この規程は、令和３年１１月１日から施行する。

附　則

この規程は、令和４年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、令和５年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、令和５年１０月１日から施行する。

　　　附　則

この規程は、令和７年７月１日から施行する。